

記 者 発 表 資 料
平 成 2 0 年 1 0 月 1 6 日
こども青少年局 保育運営担当課長
多 田 洋 幸 TEL671-2386
加 藤 民 幸 TEL671-2407

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

「市立保育所民間移管 検証結果概要及び今後の進め方」について

平成20年10月16日、市会常任委員会（こども青少年・健康福祉・病院経営委員会）において、別紙のとおり報告いたしましたので、お知らせいたします。

資料1

市立保育所民間移管 検証結果概要

■趣旨

市立保育所民間移管事業は、平成16年度から4園ずつ、3年ごとに検証しながら進めています。
今回、平成22年度以降の事業に反映させるため、事業目的の達成状況を確認するとともに、アンケート・ヒアリング等の資料から、これまでの移管事業の課題を抽出・整理しました。

■検証方法

- ①アンケート調査（移管園保護者、移管先法人、法人選考委員）
- ②実地調査・ヒアリング（18・19年度移管園）
- ③記録整理・確認（保護者説明会・三者協議会議事要旨等）

■実績と効果

- ①【移管実績】
計画通り計24園を移管予定（21年4月市立保育所数＝100園）
- ②【移管条件の履行状況】
移管全園で移管条件が遵守され、保育サービスが拡充（幼児への主食提供、土曜給食、延長保育 他）
- ③【新たなサービスの実施状況】
保護者と意見交換を進めながら、特色ある保育サービスを実施（バス遠足、お泊まり保育、午睡の選択制、遊具整備等環境改善、インターネットの活用等）
- ④【保護者の評価（満足度）】 …図表Ⅰ
保護者アンケートでは約9割が移管園の園運営に「満足」「どちらかという満足」
- ⑤【第三者評価から見た保育の状況】 …図表Ⅱ
市立・民間の平均点に比較して高い評価
- ⑥【運営の効率化】 …図表Ⅲ
累計18億4400万円の運営費、270人の職員定数を縮減（21年度移管園含）
- ⑦【事業の影響】
市立保育所の一部で主食の提供・一時保育を開始

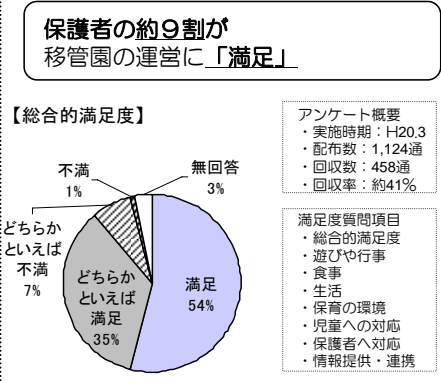
■主な課題

- ①【応募法人数の減少】 …図表Ⅳ
応募法人数が減少傾向にあるため、今後は法人選考の困難化が想定されます。
- ②【移管スケジュール】
保護者、移管先法人、選考委員それぞれから、準備期間の拡充が求められています。
- ③【園舎の老朽化】 …図表Ⅴ
市立保育所の1/4以上が税法上の耐用年数（省令で定める減価償却期間）を超過しています。
- ④【市立保育所のあり方】
市立と民間の役割分担や、民間移管の全体像を明示していく必要があります。

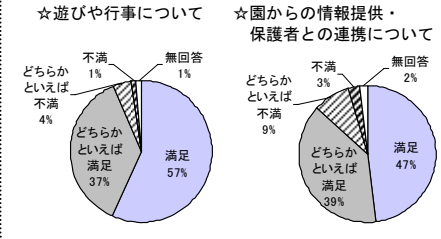
■参考データ

【実績と効果】

【図表Ⅰ】保護者の評価（満足度）



【主な項目別満足度】



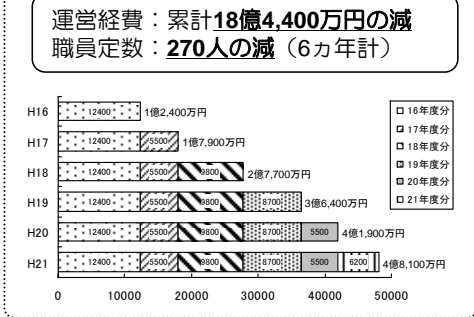
【図表Ⅱ】第三者評価から見た保育の状況

市立・民間に比較して24分野中17分野において高い評価

☆「児童の尊重」「サービスの実施内容」「開かれた運営」等、6領域24分野中17分野において、市立・民間双方の平均よりも高い、あるいは同等（最高点）の評価。
☆他の7分野のうち3分野でも民間保育所の平均よりも高い評価。

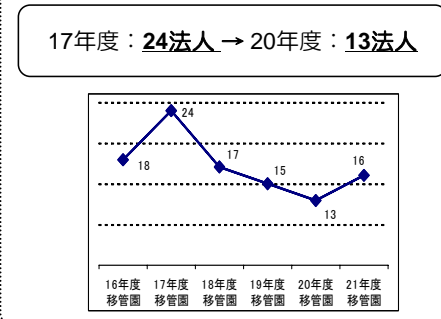
※民間移管6園、民間75園、市立26園の受審結果より（平成20年6月現在公表分）

【図表Ⅲ】運営の効率化

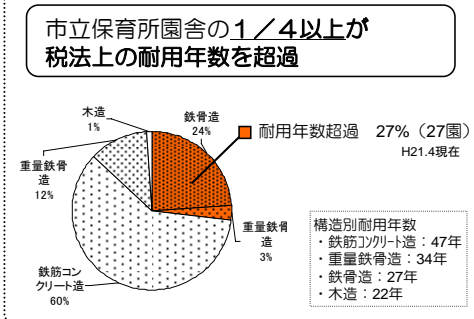


【主な課題】

【図表Ⅳ】応募法人状況



【図表Ⅴ】市立園舎の老朽化状況



■見直しのポイント

1 準備期間の拡充

- ・優良法人の確保の観点から法人の準備期間を充実することにより、より多くの法人にとって応募しやすい条件とし、あわせて、保護者理解の促進を図るため、移管予定園公表から移管までの期間を1年延長し、2年6ヶ月とします。
- ・この見直しにより、平成22年度は移管を行わず、次の移管は平成23年度となります。

2 保育施策上の課題(市立園舎の老朽化及び待機児童の増加)への対応

- ・移管先法人による老朽園舎の増改築を進め、保育環境の改善と待機児童対策(定員増)を視野に入れた事業計画とします。

3 応募条件の見直し

- ・優良法人の確保の観点から、より広く法人募集を行うため、移管先法人について、社会福祉法人に加え、公益法人(財団法人及び社団法人)も対象とします。

4 移管スケジュール

	1年目(20年度)	2年目(21年度)	3年目(22年度)	4年目(23年度)
これまでの進め方	公表(10月) 保護者説明	法人選考 引継ぎ	移管(4月)	
今後の進め方	公表(10月) 保護者説明	法人選考 引継ぎ	引継ぎ	移管(4月)

5 事業計画

- ・事業期間は、平成23年度から平成25年度までの3年間とします。
- ・平成26年度以降については、それまでの状況を踏まえ検討します。

■事業概要 (アンダーライン: 変更点)

1 事業目的

厳しい財政状況の中、民間保育所の持つ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくとともに、老朽園舎の整備により、保育環境の改善及び待機児童の解消を図ります。

2 移管の方法

- ・原則として、土地は市有地を無償貸付、建物は鑑定評価に基づく有償譲渡とします。

3 園選定の方法

- ・市立保育所の設置数を基本に区を選定し、施設の立地条件や老朽化状況、保育ニーズ等を総合的に勘案して園の選定を行います。

4 移管先法人及び選考方法

- ・認可保育所の運営実績のある社会福祉法人及び公益法人(財団法人及び社団法人)
- ・有識者、市民等による選考委員会が、書類審査・実地調査・面接等により選考します。

5 移管条件

- ・これまでの保育内容を継承することを基本とするとともに、経験者を配置すること。
- ・「保育時間の延長」「幼児への主食提供」「土曜給食」「一時保育」「ニーズに対応した特別保育事業等」を実施すること。

6 法人決定から移管まで

- ・1年間の引き継ぎ期間を確保し、共同保育等を通じて、きめ細かな引継ぎを行います。
- ・保護者・移管先法人・横浜市による三者協議会を設置します。

7 移管後の対応

- ・前園長等が定期的に訪問し法人職員にアドバイスをを行うとともに、三者協議会等を通じて、移管に伴い発生した課題に対応します。

■市立保育所のあり方検討

横浜市中期計画『こども未来戦略』

市立保育所は、各区にある民間保育施設(認可外を含む)との連携の核となり、保育の質の向上を図るための中心的役割を担うとともに、障害児保育、地域子育て支援の推進などの役割を果たしていきます。

検討の方向性

- ☆ 市立保育所の役割
- ☆ 役割を踏まえた機能強化
- ☆ 適正配置の考え方
- ※ 区と調整し、区の現状と課題を踏まえて検討

期待される市立保育所の役割(例)

- ☆ 地域の保育施設・子育て支援施設との連携における中心的役割
- ☆ 保育の質の確保・向上を図るための中心的役割
- ☆ 福祉的セーフティネットとしての役割
- ☆ 地域子育て支援の推進
- ☆ 大規模災害発生時のバックアップ機能

平成21年度前半に公表

市立保育所民間移管
検証結果報告書
(平成 16～21 年度移管)

平成 20 年 10 月

横浜市こども青少年局

横浜市立保育所民間移管検証結果報告書 目次

はじめに	1
------	---

1 検証範囲・方法	2
-----------	---

- (1) 検証範囲 2
- (2) 検証方法 2
- (3) 検証時期 2

2 目標達成状況及び成果	3
--------------	---

- (1) 移管実績 3
- (2) 「民間移管にあたっての諸条件」の履行状況 3
- (3) 新たなサービス（移管条件以外）の実施状況 5
- (4) 移管後の園運営に対する保護者の評価（満足度） 8
- (5) 第三者評価から見た保育の状況 10
- (6) 運営の効率化 11
- (7) 民間移管事業の影響 11

3 手法・進め方	12
----------	----

- (1) 事業計画・スケジュール 12
- (2) 対象区・園の選定方法 12
- (3) 保護者説明 13
- (4) 運営法人関係 13
- (5) 移管条件の設定 15
- (6) 財産 15
- (7) 引継ぎ・共同保育 16
- (8) アフターフォロー 17

4 その他	19
-------	----

- (1) 改善の取組 19
- (2) 訴訟の状況 20

5 まとめ	21
-------	----

はじめに

横浜市では、厳しい財政状況の中、民間保育所のもつ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくことを目的に市立保育所の民間移管を進めています。平成 16 年度から年 4 園ずつ、20 年 4 月まで計 20 園の移管を完了し、現在、21 年度移管に向けて準備を進めているところです。

実施にあたっては、説明会や個別相談会、移管園見学会、引継ぎ・共同保育などを行うとともに、毎年、様々な改善を行い、保護者の理解を得ながら進めています。

しかしながら、移管園の保護者からは、市の事業の進め方、特に現在の公表時期・公表方法・移管実施までの期間等に関して、毎年多くの意見・要望が出されています。

一方、他の多くの自治体も民営化事業に取り組み始めたことなどから応募法人数が減少傾向にあり、また、一部の市立保育所で主食の提供が始まるなど市立保育所のサービス内容も充実しており、民間移管事業を取り巻く状況も変化してきています。

平成 22 年度以降については、これまでの状況を踏まえて検討することとなっていますので、これまでの移管実績から、事業目的の達成状況を確認するとともに、アンケート・ヒアリング等の資料からこれまでの移管事業の課題を抽出・整理し、その結果を今後の事業計画に活かしていくために検証を行いました。

1 検証範囲・方法

(1) 検証範囲

民間移管にかかる検証については、平成 17 年 11 月に第一回の検証を実施し、主に移管条件の履行状況を中心に検証しました。今回の検証では、平成 16～20 年度の移管園と平成 21 年度移管予定園も対象とし、広く関係者の意見を聴取して、事業効果、満足度、事業の手法・進め方について検証を行いました。

(2) 検証方法

ア アンケート調査

移管後の状況を把握するために、関係者・関係機関にアンケート調査を実施しました。

(ア) 保護者（平成 16～19 年度移管園保護者）

【質問項目】 移管後保育内容の満足度、移管事業についての評価・意見 等

(イ) 移管先法人（平成 16～19 年度移管 16 法人）

【質問項目】 移管条件・移管の進め方、移管後の新たな取り組み 等

(ウ) 法人選考委員（現委員 7 人）

【質問内容】 移管条件・選考スケジュール・法人選考上の課題 等

(エ) 区役所（移管園の所在する 12 区役所）

【質問項目】 区の保育・子育て支援事業への影響・移管の進め方 等

イ 実地調査・ヒアリング

移管後の保育の状況を確認するために、法人選考委員による移管園の実地調査・ヒアリングを実施しました。

(ア) 実地調査・ヒアリング対象

平成 18・19 年度移管の 8 園

※平成 16・17 年度移管園については、前回検証において実施済み

(イ) 調査項目

移管条件の履行状況・移管後の新たな取組・移管事業実施上の課題 等

ウ 議事要旨・各種報告書等の整理・確認

(ア) 保護者説明会、個別相談会等の要旨

(イ) 法人選考に関する保護者アンケート

(ウ) 引継ぎ・共同保育関係書類

(エ) 三者協議会議事要旨

(オ) アフターフォロー関係書類

(3) 検証時期

検証の基準時点は原則として平成 20 年 9 月 1 日とします。

2 目標達成状況及び成果

(1) 移管実績

これまで、平成 16 年度から年 4 園ずつ計画どおり移管を進めており、平成 20 年度までに、12 区において計 20 か所の市立保育所を民間移管しました。さらに、平成 21 年度に 4 園の移管を予定しています。

(表 1) 平成 16～21 年度移管実績 (予定含む)

年度 区名	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度 (予定)	21 年度 市立園数
港南区	丸山台			日野			12
旭区	鶴ヶ峰			中希望が丘			10
港北区	岸根			日吉西			8
青葉区	柿の木台				もみの木台		7
金沢区		谷津		並木第三			7
保土ヶ谷区		千丸台			新桜ヶ丘		7
戸塚区		秋葉			南戸塚		6
瀬谷区		瀬谷			阿久和		6
鶴見区			矢向			駒岡	5
南区			六ツ川西			六ツ川	5
都筑区			勝田				5
緑区			霧が丘			青砥	4
磯子区						洋光台	4
神奈川区							4
栄区							4
中区							3
泉区							2
西区							1
計	—	—	—	—	—	—	100

※ 園名は、市立保育所当時のもの

(2) 「民間移管にあたっての諸条件」の履行状況

※ 「横浜市立保育所の民間移管にあたっての諸条件」(以下、「移管条件」という)

ア 保育内容の最低条件

民間移管にあたって、次の①～⑩を条件としていますが、これまでの移管園では、移管条件を遵守した保育が行われています。

<最低条件>

- ①定員構成の継承 ②受入年齢の継承 ③障害児保育の実施 ④休園日 ⑤費用負担
⑥年間行事の継承 ⑦地域育児支援事業の実施 ⑧施設の地域開放 ⑨苦情処理の仕組みの整備 ⑩宗教的行事を行わないこと

イ 上乗せ条件

移管園においては、保育サービスの拡充という観点から、アに加えて、次のサービスの実施を条件としています。これまでの移管園では、実施時期を指定していない「一時保育」を除き(※)、すべて実施されています。

<上乗せ条件>

- ①3歳児以上の幼児に対する主食の提供 ②土曜日の給食の提供（平成18年度以降の条件）
③延長保育サービスの実施 ④一時保育の実施

※一時保育については、在園児以外の児童を受け入れることから、在園児保護者の合意を得て実施することとしており、平成20年9月現在13園で実施しています。

(表2) 時間延長サービス実績 (雇用費等経理状況報告書 平均利用者数合計/週)

年度	実施園数	7:00~7:30	18:30~
16年度	4園	-※	68.3人
17年度	8園	-※	161.8人
18年度	12園	71.4人	220.9人
19年度	16園	92.0人	232.8人

※集計方法が異なるため、算出不能

(表3) 一時保育利用実績 (17~19年度)

年度	実施園数	延べ利用者数
16年度	0園	-人
17年度	4園	381人
18年度	7園	1,639人
19年度	9園	3,225人

ウ 職員の確保

保育の質を担保するため、経験者の確保を条件としていますが、すべての移管園において、遵守されています。

<施設長>下記のいずれかに該当すること

- ① 社会福祉事業経験15年以上
② 認可保育所での保育経験12年以上
③ 社会福祉事業経験10年以上（うち認可保育所施設長経験3年以上）
※②は平成21年度移管園から、③は平成20年度移管園からの条件

<保育士>

- ・ 経験10年以上又は法人園での経験が7年以上※：2人以上
 - ・ 経験5年以上：1/3以上
- ※下線部は平成21年度移管園からの条件

エ 三者協議会

移管前及び移管後当分の間、保護者、移管先法人及び横浜市からなる三者協議会を設置して、保育内容等について調整をすることを条件としています。

平成17年度以降の移管園全園で三者協議会が設置されています。移管前は、主に移管後の保育内容について、移管後は、移管条件にかかる事項の変更についての協議や、日常の保育についての情報交換が行われています。

(表4) 三者協議会開催実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
16年度移管園	0回	1回	0回	0回	0回
17年度移管園	—	21回	29回	15回	1回
18年度移管園	—	—	20回	25回	4回
19年度移管園	—	—	—	20回	20回
20年度移管園	—	—	—	—	20回

オ 第三者評価の受審

「福祉サービス第三者評価」は、提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行い、評価結果を広く公表するものです。利用者の適切な事業者選択の促進と、事業者の自主的なサービスの質の向上を図るために導入されています。

平成17年度からの民間移管では、「移管後、3年以内に第三者評価を受審する」ことを条件としており、概ね3年以内に受審しています。

<横浜市福祉サービス第三者評価の内容>

- 利用者家族アンケートの実施
- 利用者本人調査の実施
- 事業者自己評価
- 事業者調査（現地調査、面接）

(3) 新たなサービス（移管条件以外）の実施状況

三者協議会などにおける保護者意見等を反映し、移管園では特色ある保育や保育環境向上などの取組が行われています。

ア 保育内容

交通機関を利用した園外保育や、お泊り保育、法人が運営する他の園との交流、年長児の午睡の選択制導入、餅つき大会開催など民間保育所ならではの取組が行われています。

イ 食育

誕生日の友達のためにケーキを作ったり、年長児が年下の児童にホットケーキを作って食べてもらうなど、きめ細かく児童の思いに添った活動が実践されています。また、工夫をこらした行事食（鯉のぼりコロッケなど）や、運営法人所在地の産直食材の使用や郷土料理の提供など、食育活動の充実や広がりが見られます。

ウ 保護者参加・子育て支援・地域連携

ホームページ開設（保育園概要・おたより・各クラスの様子・写真等掲載）、クラスだよりの発行などにより、きめ細かい情報提供に努めています。また、保護者参加による誕生会や保育、保護者満足度調査の実施など、様々な保護者参加が図られています。

さらに、地域住民も参加した園庭での天体観測や、地域世帯へのアンケート調査など、地域に開かれた事業も実施されています。

エ 環境改善

遊具整備（のぼり棒、丸太小屋、古タイヤ等）や調理器具の充実（スチーム・コンベクション・オープンの導入）など保育内容の充実のための努力や改善がみられます。

また、遊びの空間を広げ、温かみがあり雨天時も利用可能な木製テラスを設置したり、室内でそれぞれが落ち着いて遊べるよう、低めの木製間仕切り家具を導入した園も多く見られます。

オ 遊び

一輪車・二輪車・移動式鉄棒・平行棒・雲ていなどを活用した運動遊び、薄着・はだしの園庭遊びなど、遊びの幅を広げる工夫が実施されています。

(表5) H16～20年度移管条件実施状況(平成20年9月1日現在)

	保育所名	主食の提供	土曜給食の実施	延長保育	一時保育(※1)	職員の確保	三者協議会の開催	第三者評価の受審状況
16 年度 移 管	丸山台保育園	○	○	○	未実施	○	△ (※2)	—(※3)
	鶴ヶ峰保育園	○	○	○	○	○	△ (※2)	○
	岸根保育園	○	○	○	○	○	○	○
	柿の木台保育園	○	○	○	未実施	○	△ (※2)	—(※3)
17 年度 移 管	千丸台保育園	○	○	○	○	○	○	○
	谷津保育園	○	○	○	○	○	○	○
	秋葉保育園	○	○	○	○	○	○	○
	鳩の森愛の詩瀬谷保育園	○	○	○	○	○	○	○
18 年度 移 管	矢向保育園	○	○	○	○	○	○	○
	六ツ川西保育園	○	○	○	未実施	○	○	H20年度内に受審予定
	バオバブ霧が丘保育園	○	○	○	未実施	○	○	H20年度内に受審予定
	勝田保育園	○	○	○	○	○	○	H20年度内に受審予定
19 年度 移 管	日野保育園	○	○	○	○	○	○	○
	中希望が丘保育園	○	○	○	未実施	○	○	H21年度末までに受審予定
	並木第三保育園	○	○	○	未実施	○	○	H21年度末までに受審予定
	日吉西夢保育園	○	○	○	未実施	○	○	H20年度内に受審予定
20 年度 移 管	新桜ヶ丘保育園	○	○	○	○	○	○	H22年度末までに受審予定
	もみの木台保育園	○	○	○	○	○	○	H22年度末までに受審予定
	南戸塚保育園	○	○	○	○	○	○	H22年度末までに受審予定
	阿久和保育園	○	○	○	○	○	○	H22年度末までに受審予定

※1 保護者の合意を得て実施

※2 保護者と法人による2者協議。

※3 H16年度移管園については、受審することを条件としていません。

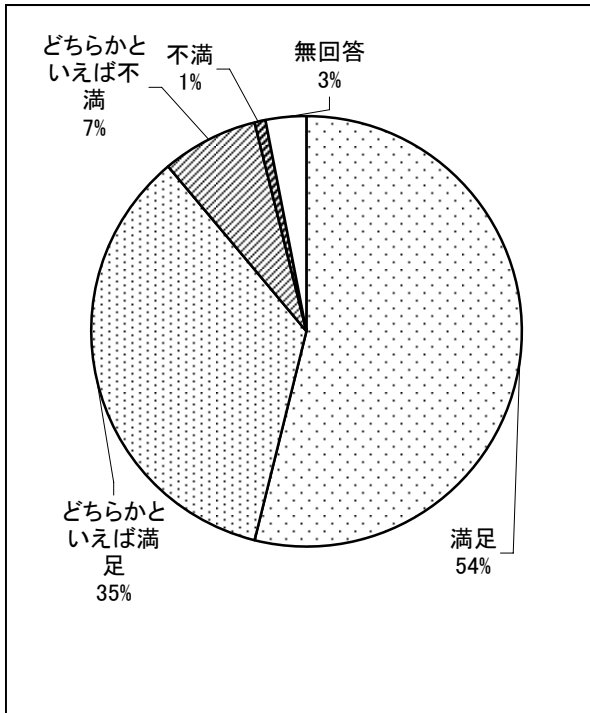
(4) 移管後の園運営に対する保護者の評価（満足度）

移管後の保育内容や園運営に対する満足度について、平成20年3月に保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。（配布数1,124通、回収数458通、回収率41%。回答者属性：移管前から在園の保護者42%、移管後に入園の保護者46%、無回答12%。）

総合的な満足度としては、「満足」が54%、「どちらかといえば満足」が35%となり、保護者の約9割が移管園の園運営に満足しているという結果となりました。

項目別では特に、「遊びや行事」及び「食事」について満足度が高くなっています。

ア 総合的満足度

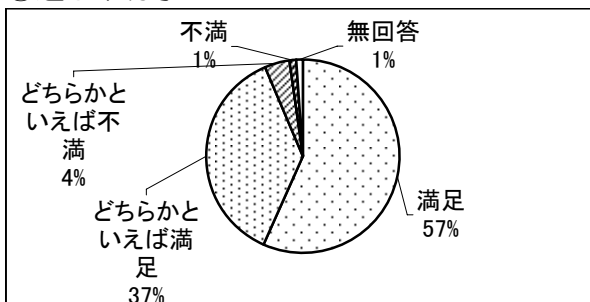


(主な意見)

- ・ 子どもが園に通うのを毎日楽しみにしている。
- ・ 子どもが毎日笑顔で、安心して任せられる。
- ・ 先生たちが熱心に関わってくれている。
- ・ 園全体としてきめ細かな工夫と積極性がある。
- ・ 良い保育をしてくれているので満足。
- ・ 良い法人に引き受けてもらえたと思う。
- ・ すごく気をつかってもらっている。
- ・ 対応が柔軟で良い。規制が減った。
- ・ 子ども・園・保護者が強く結び合っている。
- ・ 移管前とそれほど変わらなかったため、大きなトラブルはなかった。
- ・ この保育園で良かった。
- ・ 今後も今と同様であってほしい。
- ・ ベテランの保育士が少ないのが不満。
- ・ 保育士の入れ替わりが多い
- ・ 法人の姿勢・対応が不満

イ 項目別満足度

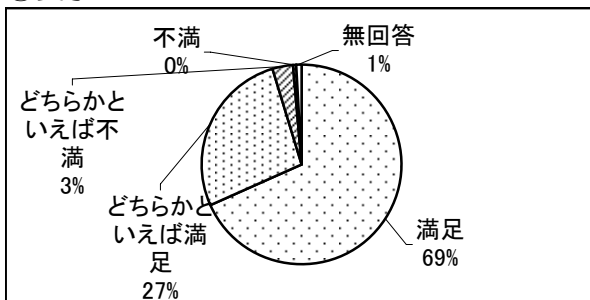
①遊びや行事について



(主な意見)

- ・ バランスが良く、内容が充実している。
- ・ 外遊びが増えたので、身体が丈夫になって良い。
- ・ 散歩が多いので、視野が広がると思う。
- ・ 新しい行事が増えて良い。
- ・ 絵本やおもちゃが充実している。
- ・ 行事が増えたのが負担。子どものためになっているかわからない。
- ・ 外遊び、散歩が減った。
- ・ 教育的なもの、私立ならではのものも取り入れて欲しい。

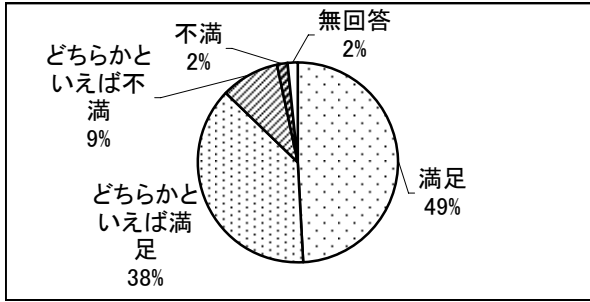
②食事について



(主な意見)

- ・ 子どもがおいしいと喜んでいる。
- ・ 栄養バランスが良い。和食中心で薄味なのが良い。
- ・ おやつが手作りなのが良い。
- ・ 野菜の栽培やクッキング体験など食育が充実している。
- ・ 主食提供があるので助かっている。
- ・ メニューがバラエティに富んでいる。
- ・ おやつが量が減った。フルーツが少ない。
- ・ もう少し洋食があっても良いと思う。

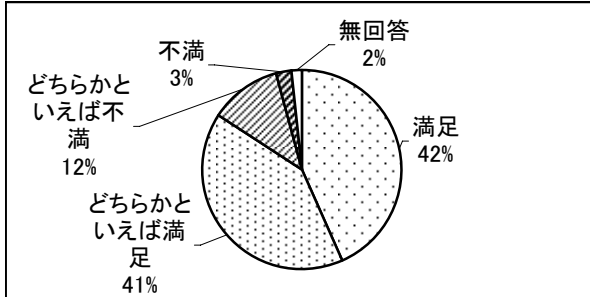
③生活について



(主な意見)

- ・ あいさつなど、きちんとした生活態度を教えてもらっている。
- ・ 手洗い、歯磨きなどをしっかりやってくれる。
- ・ 自主性を重んじている。
- ・ 安全管理がしっかりとしている。
- ・ おむつ回収がありがたい。
- ・ 入学に向けて昼寝を減らしてもらえた。
- ・ 手洗い、歯磨きの指導が徹底していない。
- ・ 昼寝を短くして欲しい。
- ・ トイレトレーニングが不満。

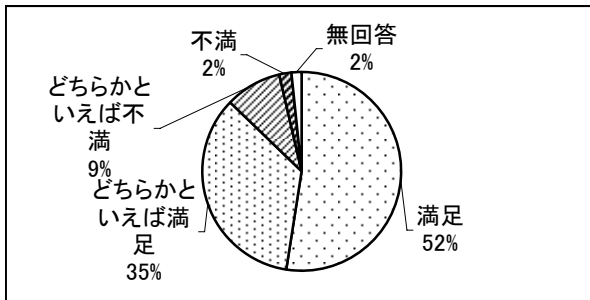
④保育の環境について



(主な意見)

- ・ 子どもの作品展示が工夫されている。
- ・ 保育室の飾り付けが良い。
- ・ 保育室のレイアウト等いろいろ考えている。
- ・ 掃除が行き届いている。
- ・ 施設改修に積極的に取り組んでいる。
- ・ 遊具が増えた。
- ・ 施設が古く、特にトイレが臭い。
- ・ 掃除・片付けをもっとしっかりやってほしい。
- ・ 殺風景だと感じる。

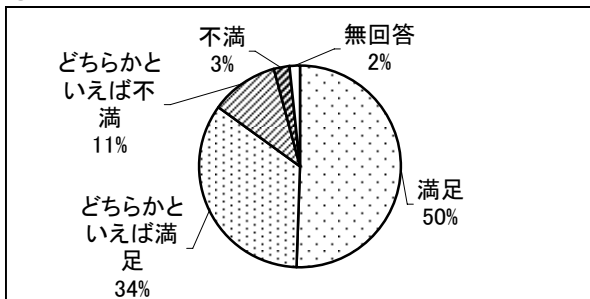
⑤保育士の児童への対応について



(主な意見)

- ・ きちんと話を聞き、子どもたち個別に対応し気持ちに添ってけている。
- ・ しっかりと見てくれており、子どもが信頼している。
- ・ あいさつがきちんとしている。
- ・ ケガの対応が早い。
- ・ 明るく、良い雰囲気をつくっている。
- ・ 保育士によって差がある。
- ・ ケンカの仲裁や注意の仕方が下手。
- ・ ケガの対応に不満。

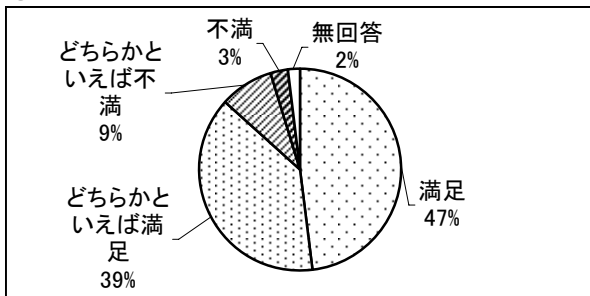
⑥保育士の保護者への対応について



(主な意見)

- ・ いつも笑顔で、とても感じが良い。
- ・ いろいろと相談にのってもらえる。
- ・ 園での様子をきちんと教えてくれるので安心。
- ・ 少しのケガでもきちんと報告してくれる。
- ・ 丁寧に対応してくれるので安心感がある。
- ・ 時間外でも担任に会えるのが良い。
- ・ ケガの報告がないことがある。
- ・ お迎えのとき先生が少なくその日の様子を聞けないこともある。
- ・ あいさつなど、送迎時の対応が不満

⑦園からの情報提供・保護者との連携について



(主な意見)

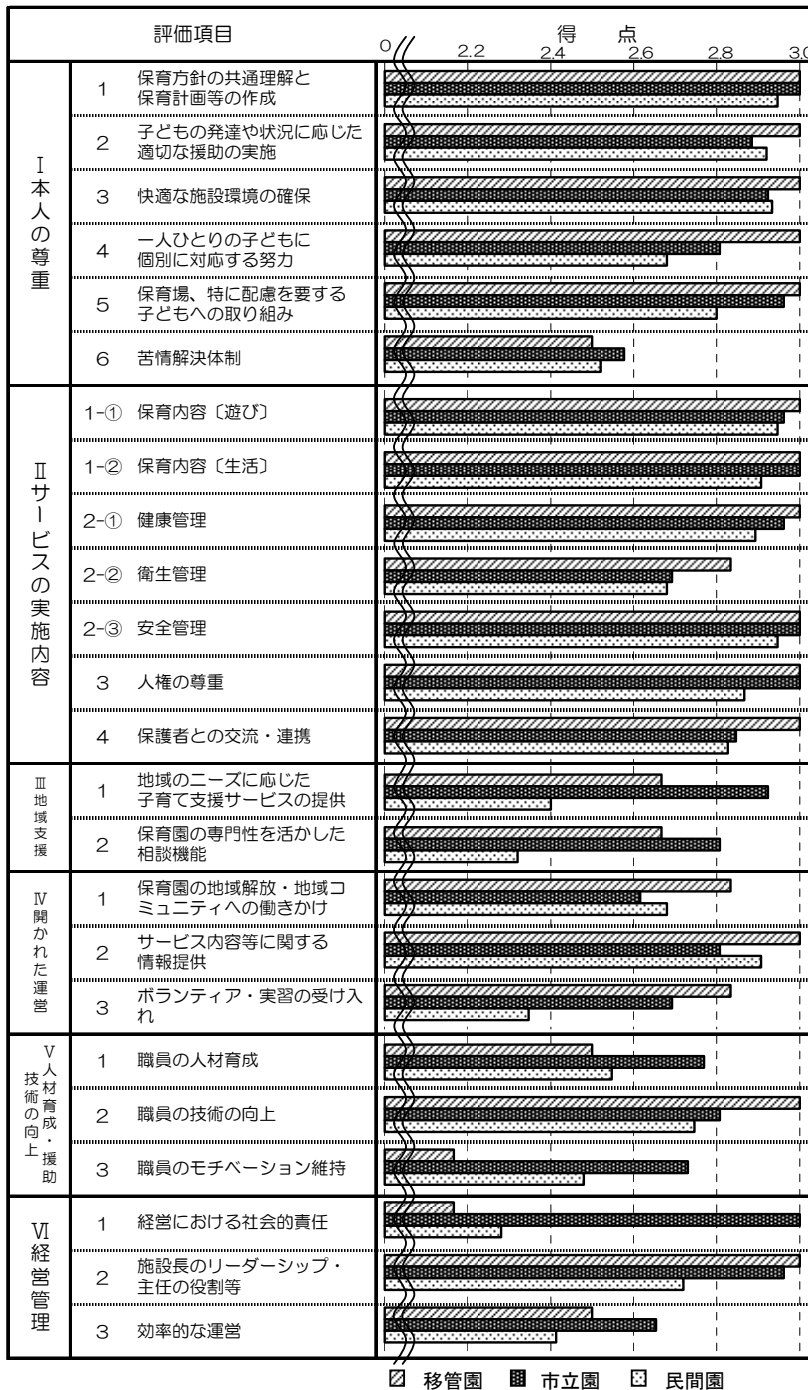
- ・ 全体として良く満足 (丁寧、迅速)
- ・ 写真が掲示されて、普段の様子がわかるのが良い。
- ・ 園だよりが充実している。
- ・ ホームページやメールの活用が便利。
- ・ 保護者の意見を聞き入れてくれる。
- ・ 会えなくても連絡帳で情報提供ができています。
- ・ 情報提供が遅いことがある。
- ・ 懇談会は出席しやすい日時にしてほしい。

(5) 第三者評価から見た保育の状況

横浜市では、サービスの質の向上と評価結果の公表による利用者への適切な情報提供のために、第三者評価の受審を推進しています。平成20年6月時点での受審結果公表箇所数は民間保育所75か所、民間移管園6か所、市立保育所26か所（既に移管された園も含む）となっています。

第三者評価から見た民間移管園における保育は、以下の通り比較的高い評価となっています。

(グラフ1) 第三者評価の運営主体別平均点



6領域24分野中、17分野において市立・民間双方に比較して高い得点（あるいは満点）と高い評価を得ています。それ以外の7分野中3分野でも民間よりも高い評価を得ています。

『I 本人の尊重』『II サービスの実施内容』については、市立保育所における一定水準の保育を引き継ぎつつ、民間らしさを出した「お泊まり保育」や「バス遠足」「調理体験」など、豊かな体験を実施していることが高い評価につながっています。

また、『III 地域支援』については、市立保育所のノウハウを引き継ぐことにより、民間保育所に比較して積極的な取り組みが行われており、『IV 開かれた運営』においては、保育所のPRを含めた情報提供を積極的に行っていることから、高い評価を得ています。

『V 人材育成・援助技術の向上』や『VI 経営管理』といった分野で比較的低い評価となっている項目がありますので、今後、職員指導（目標による管理）の導入や法令・規程等の整備が期待されます。

(6) 運営の効率化

これまでの民間移管において、移管園の規模に違いはありますが、入所児童数や保育所開所時間などを同じ条件で民間移管した場合の縮減額を試算すると、平成21年度(24園分)までの合計で、年間4億8,100万円(約17%)の縮減が図られる見込みとなります。また、平成16年度から平成21年度までの累計縮減額は、18億4,400万円の見込みです。

また、民間移管に伴う市立保育所の職員数は、6か年合計で270人の減となります。

(表6) 移管による縮減効果

	縮減額／縮減率 (推計値)	職員定数の増減	備考 (移管園定員計)
16年度移管	1億2,400万円／20%	△63人	419人
17年度移管	5,500万円／15%	△36人	290人
18年度移管	9,800万円／17%	△57人	381人
19年度移管	8,700万円／17%	△50人	343人
20年度移管	5,500万円／16%	△33人	260人
21年度移管	6,200万円／19%	△31人	252人
合計	4億8,100万円／17%	△270人	

※縮減額は試算数値。

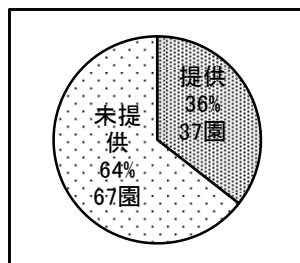
(7) 民間移管事業の影響

平成16年度から保育関係業務が区に移管されたことから、区の自主企画事業として市立保育所においても徐々に主食の提供や一時保育等のサービスが始まりました。

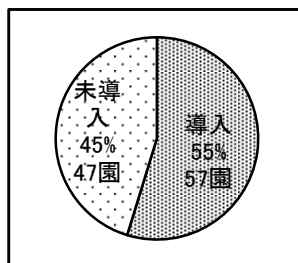
区役所アンケートでは、「民間移管園が行っている主食提供事業を追い風として、市立保育園でも主食提供事業実施の方向に進んでおり影響は大きい」との意見が出されています。

(グラフ2) 市立保育所(104園)における拡充サービスの実施状況(平成20年4月1日現在)

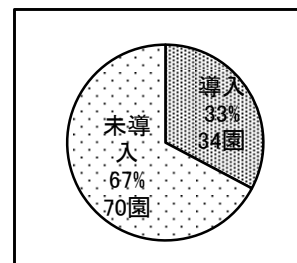
① 主食の提供



② 指導食(職員食)の導入



③ 一時保育の実施



区役所アンケートにおけるその他の主な意見としては、「移管法人が積極的な育児支援を展開するなど、地域における役割を確立しつつある。」「民間保育所は市立と比較すると連携が取りづらい面がある。モデル事業を実施する際には市立保育所の方が融通が利く。」などがありました。

3 手法・進め方

(1) 事業計画・スケジュール

現在、民間移管事業は、平成 15 年 4 月に策定した「今後の重点保育施策（方針）」に基づき、平成 16 年度から年 4 園ずつ進めています。

平成 21 年度までに 24 園の移管を実施し、市立園数は平成 21 年 4 月には 100 園となる予定です。

スケジュールとしては、移管 2 年前に移管予定園の選定、移管予定園の公表（10 月）、保護者説明を行い、1 年前に法人選考、法人決定（9 月）、引継ぎ・共同保育を実施するのが基本的な流れとなっています。

（表 7）21 年度移管スケジュール

時期	移管の 2 年前							移管の 1 年前							移管年					
	～9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4～
内容	園選定	公表(10/29)						法人募集			法人発表(8/29)		三者協議会					三者協議会		
	◎⇒	◎		◎	◎⇒					アフターフォロー		
	保護者説明会						引継ぎ・共同保育													

公表時期については、平成 16 年度は 1 年前でしたが、平成 17 年度から徐々に前倒しを行い、平成 20 年度からは 1 年半前となっています。あわせて引継ぎ・共同保育の期間も、平成 16 年度は 5 か月間でしたが平成 20 年度からは 6 か月間に延長するなど、スケジュールの改善に取り組んできました。

しかしながら、単年度ごとに移管 1 年半前の発表であることから、保護者からは「発表は唐突であり、すぐには納得できない」「発表時の在園児が卒園してから移管すべき」「全体計画が見えず、園選びに支障がある（移管されると知っていれば入園しなかった）」といった意見が多く出されています。

また、「引継ぎ・共同保育は 1 年間かけてほしい」「三者協議会の期間を延長することで開催頻度を下げ、保護者の負担を軽減してほしい」等の移管準備期間の延長を求める意見も多く出されています。

一方、法人からは、「スケジュールについては概ね問題はなかった」としながらも、「法人決定から引継ぎ・共同保育までの期間が短く、職員を確保することが難しかった」「年間行事や一年の流れを把握するためにも、引継ぎ期間は 1 年間あると良い」「共同保育は 3 か月で十分で、それ以上は職員に負荷がかかる」といった意見が多く出されています。

また、法人選考委員からは、「選考スケジュールが非常に厳しく、実地調査等の日程確保が難しい。もう少し時間をかけて選考したい」との意見が出されています。

そのほか、区役所へのアンケート等の中で、移管事業の将来像が示されていないことにより市立保育所職員のモチベーション維持に影響があるとの意見が出されています。

(2) 対象区・園の選定方法

これまでは、市立保育所の多い区から順に 1 区 1 園ずつ実施することとし、「移管後の安定的な園運営」という視点から、施設・設備の管理状況、敷地面積、利便性、児童の入所状況を調査・点数化して評価の高い保育所を候補とし、選定除外事項（育児支援セ

ンター園か否か、土地・建物の権利関係、近隣の民間保育所の設置状況、想定譲渡価格等）を勘案して選定しています。

これまで、24 か所（予定を含む）の移管を進めてきましたが、2-（1）表1にあるとおり、区ごとの市立保育所数は依然として大きな開きがある状況となっています。

また、3-（6）のとおり、市立保育所の園舎の老朽化も進んでいることから、これらの状況を踏まえた対応が課題となっています。

（3）保護者説明

保護者の不安解消・理解促進に向けて十分な説明をするため、3回の保護者説明会と2回の個別相談及び既に移管した園等の見学会を実施しています。この他、必要に応じて保護者説明会や個別相談を実施するとともに、移管準備の進行にあわせ適宜、話し合いや情報提供を行っています。

しかしながら、移管予定園の公表時期が移管の1年半前であることから、保護者からはより早い時期の情報提供の要望が出されています。

（表8）保護者説明スケジュール（21年度移管園）

時期	内容	
前々年	10月	移管予定園発表
	11月	保護者説明会①（概略）
	12月	保護者説明会②（詳細）
	1月	個別相談
	2月	個別相談
	3月	共同保育見学会
前年	6・7月	既移管園見学会
	9月	保護者説明会③（法人紹介）

（表9）保護者説明会開催状況

	回数	参加延人数	備考(定員数)
16年度移管園	19回※	515人	419人
17年度移管園	12回	249人	290人
18年度移管園	13回	384人	381人
19年度移管園	19回	372人	343人
20年度移管園	13回	191人	260人

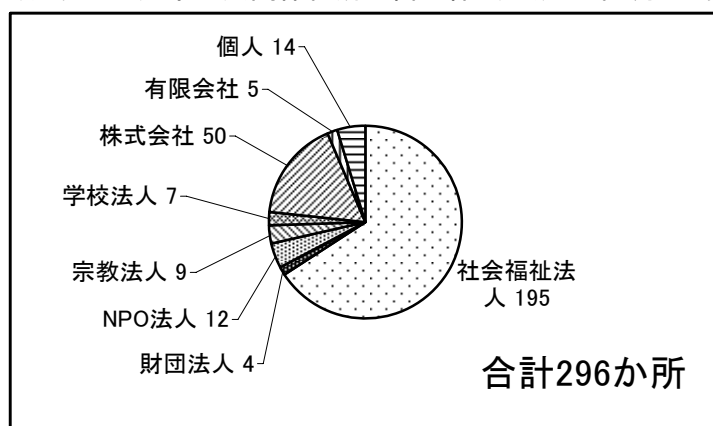
※うち8回については参加者なし

（4）運営法人関係

ア 運営主体

現在、認可保育所の運営主体は規制緩和が進み、本市においても下記の表のように様々な運営主体が保育所を運営しています。

(グラフ3) 市内民間保育所運営主体 (平成20年4月1日現在)



民間移管園の運営主体としては、保護者の「営利法人による運営には不安がある」との意見を踏まえ、社会福祉事業を目的に設立された非営利法人である社会福祉法人に限定するとともに、認可保育所の運営実績があることも条件としています。

移管先については、市有地貸付を行うことから公共的団体に限定されますが、後述のとおり応募法人数が減少傾向にある中で、優良な法人を選考していくために、保護者の意向を配慮しながら、どのように対象法人を拡大できるかが課題となっています。

イ 法人募集・選考

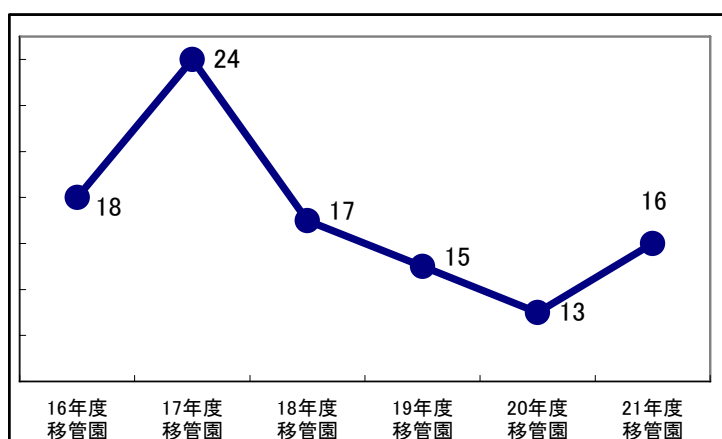
法人募集にあたっては、市内・市外を問わず、認可保育所の運営実績のある社会福祉法人を対象に行っています。

法人選考にあたっては、客観性と専門性を確保する観点から学識経験者、市民等からなる法人選考委員会が行っています。選考委員会では、移管条件及び選考基準の策定と移管先法人の選考を行っています。

約半年間の間に4回の委員会を開催する他、保護者アンケートを踏まえた保護者ヒアリング、1次選考として書類審査、2次選考として実地調査及び面接を実施しています。

保護者からは、「障害児保育をはじめ、実績を踏まえた選考を」「職員定着率の高い法人を選考してほしい」との意見が出されているため、選考委員会で検討し、審査基準に反映しています。

(グラフ4) 応募法人数 (平成16~21年度移管園)



法人募集については、応募法人数が減少傾向にあるとともに、市内法人からの応募が減少しています。

この要因としては、市内で積極的に新設園の整備が進められていることや保育所民営化に取り組んでいる自治体の増加、横浜市の応募条件が比較的厳しいことなどが考えられます。

また、年ごとの移管実施箇所数については、法人選考委員から「今後応募法人数の減少傾向が続くと年4園の法人を選定することは困難になってくるのでは」との意見が出されています。

優良な法人を選考するためには、一定数の応募法人が必要であるため、周知方法の改善や、移管条件や運営主体、スケジュール等について検討を行うなど、応募法人の確保に向けた対応が課題となっています。

(5) 移管条件の設定

ア 上乗せ条件

移管条件として、主食提供、土曜給食、時間延長、一時保育の4つのサービスを実施することとなっていますが、2-(2)「移管条件の実施状況」のとおり、実施時期については柔軟に対応することとしている一時保育を除き、実施されています。

しかし、一部の市立保育所で主食の提供や一時保育が開始されるなど、移管事業が開始された当時と比較して、移管のメリットは相対的に少なくなってきています。

一方、移管各園では保護者の合意を得ながら、園ごとに様々なサービスが実施されており、保護者から高い評価を得ています。

今後は、保護者や地域のニーズを踏まえた移管条件の設定が課題となっています。

イ 職員

移管予定園の保護者からは民間移管に伴う環境の変化を不安に思う声が多く寄せられており、この不安を解消するために、移管先法人には通常の民間保育所に求める運営基準（国の定める最低基準や本市基準等）に加え、職員の経験年数等に関して条件を付しています。

条件の内容は、保護者の声やこれまでの移管の状況を踏まえて法人選考委員会で審議して決定しています。

職員に関しては、保護者からは、「経験のある保育士を出来るだけ多く確保してほしい」との要望が多く出されています。

一方で、応募法人からは、「保育士の経験年数が高いハードルとなっている」、「経験年数だけでは、保育士の資質や提供出来る保育の水準の高低は計れない」との意見が多く出されており、職員確保にかかる条件設定が課題となっています。

ウ 定員構成

保育環境を出来る限り変えないという考え方から、移管前の定員・受入年齢は継承することとなっています。

法人からは「定員が固定化されていると、地域ニーズに即応できない」との意見が出されており、課題となっています。

(6) 財産

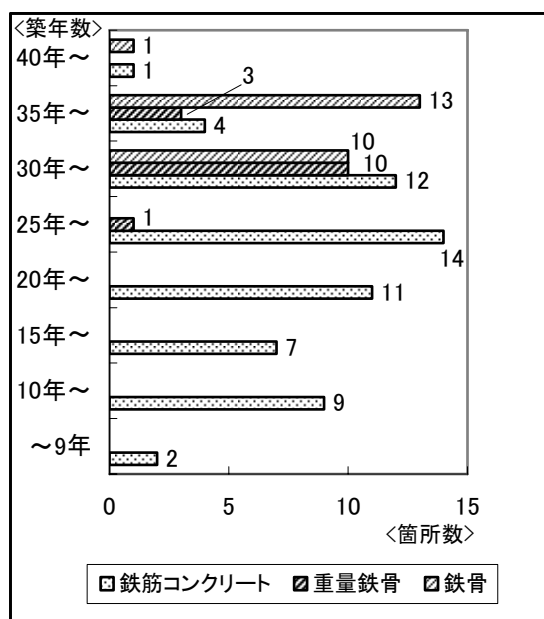
建物については有償譲渡（不動産鑑定額の1/4）、備品については無償譲渡、土地については無償貸付を行っています。

建物の譲渡については、民営化を実施している自治体の9割以上が無償譲渡としており、このことが本市の移管のハードルの高さの一つとなっています。

また、移管園の1/3、市立保育所園舎の1/4が税法上の耐用年数を超過しているなど老朽化が進んでいることから、築後相当年数を経過した園舎については無償譲渡とするなど、法人の負担軽減策についての検討が課題となっています。

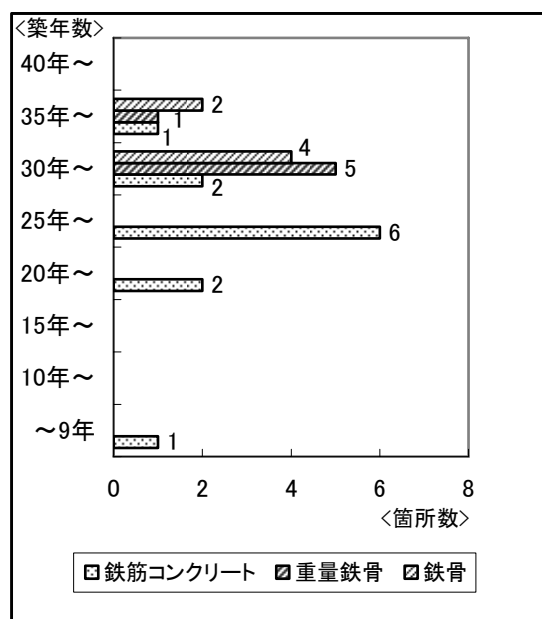
※税法上の耐用年数：鉄筋コンクリート造=47年/重量鉄骨造=34年/鉄骨造=27年

(グラフ5) 市立園舎老朽化状況



(平成21年4月現在)

(グラフ6) 移管園舎老朽化状況



(平成21年4月現在)

(表10) 中規模修繕助成実績 (平成16～19年度)

	件数	金額 (円)	実施園
16年度	2	3,081,000	⑯丸山台、⑯岸根
17年度	2	3,558,000	⑯丸山台、⑰千丸台
18年度	1	1,066,000	⑱六ツ川西
19年度	8	20,692,000	⑰千丸台、⑱矢向、⑱六ツ川西、⑱バオバブ霧が丘、⑲日野、⑲並木第三、⑲日吉西夢
計	13	28,397,000	

※中規模修繕助成：一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった施設・設備の修繕工事等について、工事費105～525万円の工事を対象に工事費の2/3を助成。

(7) 引継ぎ・共同保育

移管後の環境の変化により児童に負担を与えないよう、保育内容の継承及び児童との信頼関係づくりのため、引継ぎ・共同保育を実施しています。

平成20年度移管園からは、園長・主任が10月より(6か月間)児童の様子を含めて行事や施設・設備・近隣の状況等、園の全体像を把握するための引き継ぎを開始し、

1月からは（3 か月間）児童・保護者との信頼関係づくりを目的に次年度担当するクラスに法人保育士が入り、共同保育を実施しています。

（表 11）共同保育の流れ（平成 20 年度移管園）

時 期	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日 数	週1日		週2日	週5日		
時間帯	開所時間内の6時間		開所時間内の7.5時間			
参加職員	園長 主任保育士		園長 主任保育士	園長、主任保育士 保育士各クラス1名 ※但し異年齢保育の場合は年齢ごととする (調理師は、2月から週2日1名)		
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもと顔なじみになる ■一日の保育の流れ、年間行事を把握する ■地域、関係機関を把握する 			<ul style="list-style-type: none"> ■子どもたちの個性や特徴を把握し、信頼関係をつくる ■子どもたちや保護者との信頼関係を深める 		
方 法	<ul style="list-style-type: none"> ■クラスを固定しないで、いろいろな年齢の子どもたちの様子や、施設・設備を把握する 			<ul style="list-style-type: none"> ■次年度担任する予定のクラスに入る ■次年度担任予定者を保護者に紹介する 		
	■市・法人職員による「共同保育会議」を行う(週1回)					

ア 引継期間

保護者・法人双方から「行事等保育の流れの把握や職員採用などの移管準備のため、1年間の引継ぎ期間が必要」との要望が出ています。

現状は、法人決定から引継ぎ・共同保育の開始まで 1 か月というスケジュールになっており、また年度途中での職員確保も難しいとの声が出されています。優秀な人材の確保ときめ細かな引継ぎを行う面から、より長期の準備期間の確保が課題となっています。

イ 共同保育期間

保護者からは慣れ親しんだ職員が入れ替わる事への不安から「3か月以上の期間が必要」との意見が出されていますが、法人・市立職員からは、「児童の状況把握や保護者との信頼関係づくりには3か月間が適当」「スペースが狭く物理的・心理的にも3か月が限度」という意見が出されています。

ウ 引継ぎ・共同保育の内容

これまで、法人保育士の個人面談への同席、法人保育士の研修メニューの拡大などの見直し・改善を進めてきました。

増加傾向にあるアレルギー児や配慮の必要な児童の引継ぎについて内容を精査し、さらに充実させていくことが必要です。

また、移管業務についての共通認識やお互いの保育観を理解し合えるようなプログラムを充実するなど、移管園・市立園双方の保育の質の向上につながるような取組とすることが今後も重要になります。

(8) アフターフォロー

移行後も円滑な園運営を進め、運営主体が変わることによる児童への影響に配慮して、移管後の一定期間に下記のとおりアフターフォローを実施しています。

ア 前園長及び市立園長経験職員の訪問

保育内容や行事、園運営に関する事項等、様々なアドバイスを行うことを目的に実施しています。

法人アンケートでは、職員の訪問に関して「法人の保育が信用されていない（チェックされている）ように感じる」などの意見もありましたが、「タイムリーなアドバイスを得ることが出来て役立った」という意見も多く出されています。

本市にとっても、移管後の状況把握を行う必要があるため、今後も必要な業務であると考えています。

イ 心理・発達相談員の訪問

移管による児童の心理面や発達への影響について心配される保護者の相談に応じることを目的に実施しています。

民間移管に関する相談件数は平成 16 年度に 6 件で平成 17 年度以降は 0 件で、その他は一般的な行動や発達に関する相談内容でした。

相談件数が少ないことから、今後は保護者の要望に応じて園訪問を行うなどの効率的な対応が課題となっています。

ウ 前保育士の訪問

移管後も市立保育所職員を残してほしいという保護者からの要望を受けて、平成 19 年度から実施しています。

開始当初は、児童が落ち着かなくなるのではと懸念する法人もありましたが、実施後は多数の法人から、特に児童に混乱は無く、個別具体的なアドバイスを受けることが出来て有意義であったとの報告がありました。また、市立職員からは、落ち着いた児童の様子や法人職員の意欲的な保育姿勢に安心できたとの報告を多く受けています。

移管後の園を訪問することにより市立保育所職員の移管事業に対する理解も進むことから、今後は回数や訪問時期を整理して、継続していくことが必要と考えています。

(表 12) アフターフォロー (20 年度移管園)

		①前園長	②市立園長 経験職員	③心理・発達相談員 (臨床心理士等)	④前保育士 (正規保育士)
期 間		移管後 1 年間	移管後半年間	移管後半年間	4 月～ 9 月
頻 度		月 1 回程度	月 2 回程度	月 2 回程度	一人 2 回程度
巡回時間		半日程度	半日程度	半日程度	2 時間程度
主な対象		園	園・保護者	保護者	園
役 割	児童	保育室を回って児童の様子を観察する。	保育室を回って児童の様子を観察する。	保育室を回って児童の様子を観察する。	(児童の様子を観察する。)
	保護者		保護者からの相談に応じる。	保護者からの相談に応じる。	
	園	法人園長から児童・保護者の状況を聞き、助言する。	・法人園長、法人保育士からの相談に応じる。 ・児童の保育を専門的な立場から助言する。	・法人園長、法人保育士からの相談に応じる。 ・児童の保育を専門的な立場から助言する。	法人保育士から児童・保護者の状況を聞き、助言する。

4 その他

(1) 改善の取組

保護者の意見や要望を踏まえ、各種の取組を実施しています。

ア スケジュールの前倒し

民間移管初年度の平成16年度移管園では、移管前年の4月に公表しましたが、十分な説明時間の確保のため、移管予定園の公表の時期を早めました。

(表13) スケジュールの変遷

年・月 移管年度	移管の2年前			移管の1年前									移管年						
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4以降
16年度							保護者説明会 ★⇒					法人募集		法人発表(11/17)				引継ぎ・共同保育	三者協議会 (一部) アフターフォロー
17年度	保護者説明 ★⇒											法人募集		法人発表(9/9)				三者協議会 引継ぎ・共同保育	三者協議会 アフターフォロー
18年度	保護者説明 ★⇒											法人募集		法人発表(9/6)				三者協議会 引継ぎ・共同保育	三者協議会 アフターフォロー
19年度	保護者説明 ★⇒											法人募集		法人発表(9/12)				三者協議会 引継ぎ・共同保育	三者協議会 アフターフォロー
20年度	保護者説明 ★⇒											法人募集		法人発表(9/11)				三者協議会 引継ぎ・共同保育	三者協議会 アフターフォロー
21年度 (予定)	保護者説明 ★⇒											法人募集		法人発表				三者協議会 引継ぎ・共同保育	三者協議会 アフターフォロー

イ 保護者理解の促進、移管条件の見直し 等

- ・ 平成17年度移管園から
移管予定園見学会、個別相談会、移管条件に「第三者評価の受審」を追加 等
- ・ 平成18年度移管園から
移管園見学会、新たなサービスの追加（土曜日の時間延長及び給食実施） 等
- ・ 平成19年度移管園から
アフターフォローに市立保育士の訪問を追加 等
- ・ 平成20年度移管園から
実施基準の策定、移管前修繕の充実 等
- ・ 平成21年度移管園から
広報の充実（入所案内への記事掲載、ホームページ記載事項の拡大） 等

ウ 引継ぎ・共同保育の改善

- ・ 平成17年度移管園から
朝夕時間外保育への参加 等
- ・ 平成18年度移管園から
職員会議・カリキュラム会議への参加、担任予定職員の個人面談への同席 等
- ・ 平成19年度移管園から
法人保育士の研修受講メニューの拡大、移管予定法人と前年度移管法人との懇談会実施、
事務所借り上げ経費の補助 等
- ・ 平成20年度移管園から
共同保育実施時間帯の変更 等

(2) 訴訟の状況

平成 16 年度移管の一部の保護者から、「行政処分執行停止申立」及び「横浜市立保育園廃止処分取消請求」が横浜地方裁判所に出されました。

ア 「行政処分執行停止申立」

横浜地方裁判所で却下（平成 15 年 3 月 22 日）、東京高等裁判所で棄却（平成 15 年 3 月 30 日）の決定がされています。

イ 「横浜市立保育園廃止処分取消請求」

横浜地方裁判所で棄却（平成 18 年 5 月 22 日）されましたが、民営化を平成 16 年 4 月 1 日に実施するとしたことは違法と認定され、損害賠償（一世帯 10 万円）を命じられました。

現在、東京高等裁判所で控訴審が行われており、平成 21 年 1 月 29 日に判決予定となっています。

5 まとめ

今回の検証では、平成 16 年度から平成 21 年度までの民間移管事業を多方面から検証してきました。

これまで見てきたように民間移管の実績からは、実施か所数は「今後の重点保育施策（方針）」に基づいて計画どおり進捗しており、移管条件で義務付けているサービスは規定どおり実施され、移管条件以外のサービスも保護者の合意を得ながら提供されつつある状況となっています。

また、移管後の園運営や保育内容に関する満足度については、保護者の約 9 割が満足しているという結果になっていることから、これまでの移管事業は事業目的を達成し一定の成果をあげていると考えられます。

加えて、20 か所の民間移管実施により運営経費等の面で削減が図られ、また、間接的ではありますが、これまで市立保育所において実施していなかった主食の提供等のサービスが各区で実施され始めるなど市立保育所のサービス内容にも良い影響を与えていることも民間移管事業の成果であると考えられます。

厳しい財政状況の下で今後も保育施策を拡充していく必要がある本市においては、民間移管事業は引き続き取り組むべき施策の一つであると考えられます。

一方で、民間移管事業の実施にあたっては、これまでも公表時期を早めたり、引継ぎ・共同保育やアフターフォローの内容を充実させるなど移管事業の進め方について改善を図ってきておりますが、今回の検証から、これらまでの手法・進め方は、保護者・移管先法人等の関係者に対して負担をかけており、特にスケジュール（公表時期・法人募集時期・引継ぎ期間等）に関しては検討が必要な状況になっています。

また、市立保育所は修繕工事は実施しているものの、老朽化が進んでいる現状ですので、民間移管事業の中で、改築等保育環境の整備を移管計画の中に反映させていく必要性も明らかになりました。

これまで移管事業の手法・進め方につきましては、毎年、見直し・改善を図ってきたところですが、今後は今回の検証結果を基に、市立保育所の役割・あり方を含め、より長期的な視点で、保護者や移管先法人に理解され、受け入れやすい事業の手法・進め方としていくことが課題となっています。